

議案第21号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5の19の項の次に次のように加える。

19の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
------	---	-------	---------

別表第5の20の項の次に次のように加える。

20の2	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	33,000円
------	---	-------	---------

別表第5の21の項中「第53条第4項及び第6項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表22の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表23の項の次に次のように加える。

23の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
------	---	-------	----------

別表第5の24の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表40の項及び42の項中「既存建築物を除く」を「建築基準法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る」に改め、同表43の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表44の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表45の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表57の項を次のように改める。

57	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第53	ア 認 定を 受け よう とす る建	a bに掲げ るもの 以外のも の	床面積の合計が、 300平方メートル 未満のもの	1件に つき	231,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、14,000円)
				床面積の合計が、 300平方メートル	1件に つき	292,000円 (評価書面の添付が

条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査	建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	以上1,000平方メートル未満のもの		なされたものにあつては、20,000円
		床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	364,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
		床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	512,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
		床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	627,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円）
		床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	738,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円）
		床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	840,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円）
		床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,043,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円）
	b モデル	床面積の合計が、	1件に	91,000円

建物法の 評価によ るもの	300平方メートル 未満のもの	つき	(評価書面の添付が なされたものにあっ ては、14,000円)
	床面積の合計が、 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のも の	1件に つき	116,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、20,000円)
	床面積の合計が、 1,000平方メート ル以上2,000平方 メートル未満の もの	1件に つき	147,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、30,000円)
	床面積の合計が、 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	1件に つき	232,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、81,000円)
	床面積の合計が、 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	1件に つき	300,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、125,000円)
	床面積の合計が、 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	359,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、156,000円)
	床面積の合計が、 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	1件に つき	419,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、194,000円)

			床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	540,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	a	性 一 戸 建 住 宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	45,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
		共 同 住 宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	77,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	121,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	197,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	278,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
			床面積の合計が1	1件につき	534,000円

		0,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	つき	(評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	936,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,709,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)	
b	仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	一戸建て	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
		住宅	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
	共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)	
	又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	61,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)	
		床面積の合計が2,000平方メートル	1件につき	104,000円 (評価書面の添付が	

			ル以上5,000平方メートル未満のもの		なされたものにあつては、46,000円)
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	154,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	277,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	464,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	808,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)
		ウ	認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	1件につき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める額を加算した額
備考					

- 1 この項においてモデル建物法とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として東近江市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年東近江市規則第25号）で定めるものをいう。
- 2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じて東近江市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則で定めるものをいう。
- 3 この項において性能基準及び仕様基準とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。

別表第5の62の項中「373,000円」を「362,000円」に、「149,000円」を「145,000円」に改め、同表63の項を次のように改める。

63	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	ア 同法第34条第3項に規定する建築物（以下この表において「申請建築物」という。）又は	a bに掲げるもの以外のもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	230,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
				床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	290,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
				床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	362,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	510,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	625,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上	1件につき	736,000円 (評価書面の添付が

費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査	同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合		上25,000平方メートル未満のもの		なされたものにあつては、154,000円)	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	838,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,041,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)	
		b	モデル建物の評価によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	89,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
			床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	114,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)	
			床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	145,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	230,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	298,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メー	1件につき	357,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつ	

			トル未満のもの		ては、154,000円)							
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	417,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)							
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	538,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)							
イ 申請建築物又は他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	a	性 一	戸 建 住 宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	43,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)						
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	47,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)				
		共 同 住 宅	又 は 長 屋 住 宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	76,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)						
						又 は 長 屋 住 宅	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	119,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)			
									又 は 長 屋 住 宅	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
												又 は 長 屋 住 宅

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	934,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,707,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)	
b	仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	一戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
		住宅	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	23,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
	共同住宅又は長屋住宅	共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	36,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
		又は長屋	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	59,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
		住宅	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
		住宅	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき	152,000円

		00平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	つき	(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	275,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	462,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	807,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)
	ウ	申請建築物又は他の建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	1件につき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める額を加算した額
備考				
<p>1 この項においてモデル建物法とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則で定めるものをいう。</p> <p>2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則で定めるものをいう。</p> <p>3 この項において性能基準及び仕様基準とは、それぞれ建築物エネルギー</p>				

消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

4 この項の金額の欄に掲げる1件についての金額は、複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の金額とする（以下64の項及び66の項において同じ。）。

別表第5の67の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）」を「362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）」に、「149,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）」を「145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）」に改め、同項備考中「（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の19の項の次に1項を加える改正規定、同表20の項の次に1項を加える改正規定、同表21の項及び22の項の改正規定、同表23の項の次に1項を加える改正規定並びに同表24の項、40の項及び42の項から45の項までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。